

国のあり方を変える税制抜本改革を求める - 税制改革第2次提言 -

(2002年7月25日)

当連合会は4月に「[税財政システムの抜本的再編を望む - 税制改革第1次提言 -](#)」を取りまとめ、抜本改革の基本方針とすべき考え方について提言した。そこで強調したことは、(1)分権型社会システムへの再編 - 税は公的サービスのための財源であるから国・都道府県・市町村それぞれが提供すべき公的サービスに対応した税源配分を実現すること、(2)競争力強化による持続的経済発展 - 税の源泉は民間の経済活動であるから産業競争力の強化を重視すること、(3)国民が広く支える税制 - 行政に対するチェック機能を高めるため選挙権を有する個人に対する課税割合を高めること、の3点である。

わが国企業の国際競争力を回復することが喫緊の課題である今、これに最優先で取り組むと同時に、競争力の持続的強化と分権型社会システムの構築をめざすことが不可欠との観点から、抜本改革の具体案について以下の通り提言することとした。

小泉総理には、国のあり方を変えるような、確たる思想に基づいた真の抜本改革を断行するよう強く望む。

1. 基本的考え方

- (1) 経済社会の活性化の実現
- (2) 抜本改革に向けた基本方針
 1. 政策としての税制活用
 2. 歳出・歳入の一体的改革
 3. 地方への税源移譲

2. 法人課税

- (1) 連結納税制度における付加税の早期撤廃
- (2) 欠損金の繰越期間延長と繰戻し還付制度の復活
- (3) 法人税率の引き下げ
- (4) 総務省案による法人事業税改革反対
- (5) 研究開発促進税制の再構築
- (6) 設備投資促進税制の拡充
- (7) 創業支援税制の拡充
- (8) 国際課税の改革

3. 個人所得課税

- (1) 諸控除の整理・簡素化
- (2) 税率構造の抜本改革
- (3) 証券市場の活性化に資する金融所得課税改革

4. 消費税および地方消費税

- (1) 基本方針の明確化
- (2) 税率引き上げの際の課題
- (3) 地方消費税との一体的改革

5. 資産課税

- (1) 相続税・贈与税の一体化
- (2) 固定資産税の軽減
- (3) 土地税制の見直し

6. その他

- (1) 環境税
- (2) 企業年金に係る特別法人税
- (3) 課税自主権
- (4) 徴税システム改革と納税者番号

1. 基本的考え方

(1) 経済社会の活性化の実現

税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(以下、税調基本方針)が冒頭に掲げている「経済社会の活性化に向けたあるべき税制」を構築するためには、税の源泉たる経済活力の回復を最重視することを改革の基本理念として徹底するとともに、その実現に最も効果的な改革から着手すべきである。

競争力強化による経済活力の回復をめざす税制改革において、法人課税の改革は最も重要な意義を有する。税調基本方針は、累次の法人税率引き下げから「これ以上の税率引き下げを行うことは適当ではない」としているが、わが国企業が厳しい競争を強いられているアジア諸国における税負担は、わが国よりかなり低いことを考慮すべきである。

また、人件費の高いわが国においては、労使折半が基本の社会保障負担も競争力に大きく響いている。企業の国際競争力を強化するとともに、経済活動がグローバル化するなかで空洞化を避け世界の企業から選ばれる国になるため、税・社会保障負担を合せた総合的な法人負担の一層の軽減が求められる。

(2) 抜本改革に向けた基本方針

1. 政策としての税制活用

税調基本方針は、「中立」の原則を租税特別措置など政策税制の整理・合理化の根拠としているが、課税は資源配分に完全に中立ではあり得ず、また課税なき場合の資源配分が最適であるとも限らない。税制は、国民経済にとって望ましい資源配分を誘導するための重要な政策の一つとして位置づけられるべきである。

2. 歳出・歳入の一体的改革

持続可能な財政の確立が求められることは言うまでもないが、それは「安定的な歳入構造の構築」だけでなく、歳出改革と一体として進めることにより実現されるべきである。あるべき歳出構造の構築に向けた考え方が不明確なままで、あるべき歳入構造だけが議論されても国民の理解は得られない。まずは、社会保障制度をはじめ既得権益にとらわれない制度改革、徹底した歳出削減により肥大化した公的セクターの効率化を図り、その成果を反映させた「財政中立」の改革ビジョンを示すべきである。

3. 地方への税源移譲

地方財政の現状において最も重要な問題は、歳出規模と税収の乖離が大きく、国からの補助金・交付金に多くを依存していることである。この乖離を埋めるための徹底した歳出削減、地方分権改革の推進による国・都道府県・市町村の役割分担の再編を踏まえつつ、国から地方への税源移譲を実行すべきである。

2. 法人課税

(1) 連結納税制度における付加税の早期撤廃

連結付加税は、連結納税制度による税収減を法人課税内の増税で賄うという極めて狭い視野で検討された措置であり、企業の組織再編成を促進し国際競争力の強化をめざして導入した制度の足枷となっていることから、早急に撤廃すべきである。

(2) 欠損金の繰越期間延長と繰戻し還付制度の復活

税率以外の面でも、わが国法人税制は高コスト構造の原因となっている。特に欠損金の繰越期間(現行5年)は、英国や米国に比べ極めて短く、国内企業に不利なのは明らかである。また、税効果会計による繰延税金資産を計上する際にも向こう5年間に納める税の範囲内に限られるため、欧米に比べ活用できる範囲が制約されている。企業会計の健全性確保の観点からも、繰越期間を最低10年に延長するとともに、現在停止されている繰戻し還付制度についても最低2年に延長して適用停止を解除すべきである。

(3) 法人税率の引き下げ

企業の国際競争力の強化、資本流出の抑制と資本流入の促進を図るため、諸外国と比べて高い法人の実質的な税負担を軽減すべきである。税調基本方針には「法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる」とあるが、外形標準課税の検討とは切り離して、5%程度の法人税率引き下げを実行すべきである。

(4) 総務省案による法人事業税改革反対

法人事業税について、応益課税の観点から外形標準課税を組み込むことは理解できるが、総務省案を現時点で導入すれば、赤字法人のみならず大部分の黒字企業にとっても税負担の増大をもたらす懸念が大きい。企業の国際競争力強化や雇用維持への努力にも悪影響を及ぼすものであり、現在の景気状況の下でそのまま導入することには反対である。

(5) 研究開発促進税制の再構築

技術的優位が企業の国際競争力を左右する今日、とりわけ人件費が高く資源に乏しいわが国は研究開発に積極的に取り組む必要があり、政策面での強力なインセンティブが求められる。現行の増加試験研究費税額控除制度を改め、研究開発費総額の一定割合について分野を問わず税額控除できるような制度を創設すべきである。

(6) 設備投資促進税制の拡充

わが国の設備の経過年数(ピンテージ)は長期化しており、老朽化による生産性の低下、新たな技術の導入の遅れが目立ってきている。老朽設備の償却および新規設備への投資を促進するため、減価償却費計上の損金経理要件を撤廃したうえで加速度償却制度を導入するとともに、法定耐用年数の短縮・簡素化、残存価額の引き下げを行うべきである。

(7) 創業支援税制の拡充

a.ベンチャー税制の拡充

創業後5年間に生じた欠損金について無期限の繰越し控除をすべての企業について認めるとともに、創業後5年以内に黒字化した場合についても創業後5年間は法人税の課税を繰り延べる措置を創設すべきである。

b.エンジェル税制の拡充

投資先企業および投資家の要件緩和や確認手続きの簡素化、投資時点での税額控除の導入、株式譲渡損の繰越期間の5年への延長を実施すべきである。

c.法人版エンジェル税制の創設

法人が出資をして、例えば一定規模以上の設備投資や新規雇用がある企業を創設した場合には出資額の3割程度を損金算入できる措置を講じるなど、法人版エンジェル税制といった制度を創設すべきである。

(8) 国際課税の改革

タックスヘイブン税制については、世界的に法人税率の引き下げが加速しているなかで、現地法人税率の引き下げ等により結果として適用につながる場合が出ている。軽課税率の判定基準を現行の25%以下から少なくとも20%以下に引き下げるべきである。

また、外国税額控除については、控除余裕額および限度超過額の繰越期間を現行の3年から5年に延長すべきである。

3. 個人所得課税

(1) 諸控除の整理・簡素化

財政の現状と展望からみれば、国民がより「広く、薄く」税を負担することは避けられず、所得税および個人住民税の課税最低限の引き下げは望ましい改革方向だと考えられる。

a. 人的控除

男女共同参画社会の実現に向け、税制が女性の就業を阻害しないよう、配偶者控除、配偶者特別控除は段階的に縮減・全廃すべきである。他方、扶養控除については、就労機会に乏しい23歳未満および高齢の親族に係る控除額を拡充すべきである。また、高齢者を一律に弱者と位置づけた老年者控除については、現役世代との公平確保を図る観点から廃止すべきである。

b. 給与所得控除

給与所得控除については、自営業者等の所得捕捉に関する給与所得者の不信感が根強い現状において、その水準見直しの前に改善すべき課題が残っている。また、特定支出控除(実額控除)制度についても、その控除対象の公平が確保されるべきである。

c. 公的年金等控除

公的年金等控除については、高齢者の所得の種類による不公平が存在することから、給付時における控除は廃止すべきである。他方、公的年金に過度に依存した現状を改め、国民に自立と自己責任を促す観点から、確定拠出年金も含めた個人年金の保険料控除や損害保険料控除の拡大を図るべきである。

(2) 税率構造の抜本改革

諸控除見直しによる課税最低限の引き下げは高所得層ほど大幅な増税を強いるものであり、これを是正する観点から、また報酬制度が多様化するなかで努力が報われる税制を確立する観点から、現行累進税率構造の一層の緩和を中心とした所得税・個人住民税の総合的な税率構造改革が求められる。恒久的減税とされる定率減税については、減税額の上限が極めて低く中途半端な制度であることから、税率構造改革の中に組み込んで検討すべきである。

具体的には、(1)地方への税源移譲と税制簡素化の観点から個人住民税の標準税率は道府県・市町村を合わせ10%のフラット税率とし、(2)所得税率は最低税率5%から10、20、30%の4段階とすべきである。

(3) 証券市場の活性化に資する金融所得課税改革

二元的所得税の確立をめざし、金融所得について、当面は株式、投資信託、債券といった同一金融商品内での損益通算を認めつつ、これらに係る税をすべて国税・地方税合わせて20%の定率分離課税とすることを基本とすべきである。

そのうえで証券税制については、直接金融市場の育成を図り、リスクへの挑戦に報いる税制を構築する観点から、他の金融商品よりも優遇する方針を早期に打ち出すべきである。また、申告分離課税への一本化を控え、持ち株処分による市場への悪影響が懸念されることから、これを避けるため、取得価格確定のための選択肢をさらに広げるべきである。

4. 消費税および地方消費税

(1) 基本方針の明確化

消費税および地方消費税は、所得に対して逆進的であることから過度な依存は望ましくないが、世代間の公平や安定的な歳入の確保に資する税として、さらに地方間における偏在が少ない税として、国と地方の双方において重要な役割を担う税である。また、国内製品と輸入品に同等に課税されることから、わが国産業の国際競争力維持の観点からも望ましい税といえる。

少子・高齢化社会において、おそらく国民の多くが将来の消費税率引き上げは避けられないと認識しているものと思われる。その時期や併せて実施すべき直接税改革のあり方について基本方針を明確にすべきである。

(2) 税率引き上げの際の課題

税率引き上げの前提として、国民が納得できるような徹底した歳出削減の成果をあげることはもちろん、現行消費税制度に内在する問題を早期に是正することが不可欠である。いわゆる益税問題に対する国民の不信感を解消するため、事業者免税点制度の縮小、簡易課税制度の見直しを急ぐとともに、インボイス方式の導入についても検討を深めるべきである。

また、引き上げの際には、できる限り単一税率を維持するとともに、酒税や揮発油税など個別間接税の整理・二重課税の排除、流通段階で重い負担を強いている印紙税の軽減・簡素化を図ることが求められる。

(3) 地方消費税との一体的改革

地方への税源移譲を進めるうえで地方消費税は極めて重要な税である。抜本改革において、現行消費税および地方消費税は、国と地方の共同税として配分比率を50%ずつとすべきである。

5. 資産課税

(1) 相続税・贈与税の一体化

当面、相続税の最高税率引き下げと、贈与税の基礎控除拡充を実施すべきである。住宅取得資金に係る贈与税の特例については、取得時だけでなく住宅ローンの繰上げ返済にも適用すべきである。また、贈与時期による課税の不公平を是正するとともに世代間の資産移転を促進するため、累積課税方式の導入をめざした環境整備を急ぐべきである。

(2) 固定資産税の軽減

固定資産税が市町村の基幹税目であることは理解できるが、企業収益が低迷しているなかで重い税負担となっていることも事実であり、地価公示価格の7割を目途とした評価水準の見直しも含め負担を軽減する方向で検討すべきである。

(3) 土地税制の見直し

都市再生、土地の有効利用を促すため、不動産取得税および登録免許税の軽減を図るべきである。また、課税停止中の土地譲渡益重課制度および地価税は異常な地価高騰を背景に導入されたが、地価が大幅に下落した現在では存在意義を失っていることが明らかであり、早急に廃止すべきである。

6. その他

(1) 環境税

企業の国際競争力の低下が懸念される環境税については、環境改善の効果や経済への影響も含めて幅広い観点から慎重に検討すべきである。また、環境問題は国民の主体的な取り組みが不可欠であるが、かねて積極的に取り組んできた産業界に対しては、これを強力かつ効果的に進めるためのインセンティブとなる措置を検討してもらいたい。

(2) 企業年金に係る特別法人税

年金課税については給付時課税に一本化するのが望ましく、来年3月末に凍結が期限切れとなる企業年金に係る特別法人税は廃止すべきである。

(3) 課税自主権

課税自主権の尊重は、分権型社会システムを構築するうえで望ましいものである。しかし、その実態をみれば、ほとんどが増税のための活用であること、超過課税の大部分は個人ではなく法人に対して実施されていること、法定外課税は当該自治体以外の住民や法人への課税となっていることなど、住民に正面から向き合った施策とはなっていない。

法人のみが課税対象である税目については、すべて制限税率のみを規定するとともに、地方交付税算定の基礎となる留保財源比率を引き上げるべきである。地方自治体には、その範囲内で自由に税率を設定し、国内外の企業誘致などに積極的に取り組んでもらいたい。

他方、その他の税目については、すべて標準税率と最低税率・制限税率を規定することが望ましい。

(4) 徴税システム改革と納税者番号

源泉徴収制度は、企業に多大な納税コストを課していることに加え、給与所得者の納税意識や税の使い方への関心を薄めている。徴税コストの増大を避けつつ、せめて年末調整は原則として個人の責任に委ねるといった改革をめざし、電子政府・電子自治体の実現を急ぐべきである。

また、徴税機構が国、都道府県、市町村という三層構造になっていることは徴税の効率性を損ねている。国と地方が共同で独立の徴税機構を設置し、税と社会保険料を一括して通知確認・徴収するなど、手続きの簡素・効率化を進めるべきである。納税者番号の導入は、これに資するものでなければならない。